

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	さいたま新都心合同庁舎 2 号館改修 (16) 設計その 2 業務
業 務 概 要	基本設計及び実施設計において実施した当該施設の設計意図を工事請負者に正確に伝える業務
契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 大西 亘 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1
契 約 年 月 日	平成 29 年 3 月 1 日
契 約 業 者 名	株式会社安井建築設計事務所
契 約 業 者 の 住 所	大阪府大阪市中央区島町二丁目 4 番 7 号
契 約 金 額	¥ 853,200 円 (税込み)
予 定 価 格	¥ 853,200 円 (税込み)
随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	<p>さいたま新都心合同庁舎 2 号館は、平成 27 年度に公募型プロポーザル方式により京橋税務署外 (15) 設計業務の設計者として特定された株式会社安井建築設計事務所が基本設計及び実施設計業務を実施した。</p> <p>本業務は、国土交通省告示 15 号(平成 21 年 1 月 7 日制定)の工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務である。業務内容は、工事施工段階において、設計者が、設計意図を正確に伝えるため、設計成果図書に基づき、質疑内容、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う業務(以下「設計意図伝達業務」)であり、さいたま新都心合同庁舎 2 号館に係る工事の実施において、工事請負者との打ち合わせや設計図書を補完する説明図及びデザイン詳細図等の作成、設計意図の伝達に係る施工図の確認及び仕上げ材料の色彩計画書を作成するものである。</p> <p>本業務は、さいたま新都心合同庁舎 2 号館に係る設計業務において全体の調整ととりまとめを行った設計者以外に知り得ない情報である設計意図のうち、設計図書のみでは表現しつくせないものについて、工事施工段階において工事請負者等に正確に伝えるものであることから、設計業者がこれを行う必要がある。</p> <p>また、設計業務における設計内容が確定し、設計者と協議のうえ設計意図伝達業務の必要業務内容が確定したことから、公募型プロポーザル方式により特定され基本設計及び実施設計業務を実施した当該設計者と随意契約を締結するものである。</p>
業 務 場 所	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番 1
業 種 区 分	建築関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間 (自)	平成 29 年 3 月 2 日
履 行 期 間 (至)	平成 29 年 9 月 29 日
備 考	<p>適用法令 会計法第 29 条の 3 第 4 項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 13 条第 1 項 1 号 入札情報サービス (PPI) http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。</p>